

留 衛 監 第 1 0 号

平成 2 8 年 6 月 1 7 日

留萌南部衛生組合
組 合 長 高 橋 定 敏 様

留萌南部衛生組合

監査委員 岩 崎 智 樹

監査委員 前 崎 正 弘



平成 2 8 年度定期監査の結果報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、当該監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 1 2 項の規定により、その旨を通知願います。

(監査事務局 監査係)

平成 2 8 年 度

監 査 報 告 書

定 期 監 査

留 萌 南 部 衛 生 組 合 監 査 委 員

平 成 2 8 年 6 月

定期監査報告

1 監査の対象

留萌南部衛生組合

2 監査の実施期間

平成28年4月18日から平成28年6月17日

3 監査の範囲

留萌南部衛生組合において、平成27年度に支出した使用料賃借料の支出に係る契約事務。

4 監査の方法

留萌南部衛生組合に対し、関係書類及び帳簿等を求め、関係職員から事務の執行状況及び内容等の説明を聴取する。

また、必要があれば現地にて調査する。

5 監査の結果

(1) 調査書等による委託契約の状況

事務の内容を把握するために作成した調書6件は次のとおりである。

業 務 名	支 出 額	地方自治法施行令 に基づく契約根拠	備 考
組合事務所等賃貸借	549,822円	第167条の2第2号	
留萌南部衛生組合公用車賃貸借 (トヨタカローラフィールダー)	476,928円	第167条第3号	長期継続契約 (H26～H31)
パーソナルコンピューター賃貸借 (NECデスクトップパソコン他)	37,800円	第167条第1号	長期継続契約 (H25～H28)
パーソナルコンピューター賃貸借 (FUJITSU FMV0600V他)	132,840円	第167条第2号	長期継続契約 (H27～H29)
衛生センター土地賃貸借	10,896円	第167条の2第2号	
留萌南部衛生組合公用車賃貸借 (トヨタサクシード)	312,480円	第167条第3号	長期継続契約 (H25～H30)

(2) 契約事務の監査結果

監査の結果、事務処理の過程において、不適切な取り扱いや改善を要する点が見受けられた。

なお、事務処理上留意すべき個別事項については、6月17日に実施した講評の中で指導したので記述を省略する。

① 指名業者の選定について

指名競争入札または見積合せの執行における、参加業者の選定について、指名選考調書に選考理由が記載されていないものが散見された。

留萌南部衛生組合においては、拠点施設ごとに、留萌市、増毛町、小平町のそれぞれの入札参加資格者名簿から選定しているとのことだが、名簿登載者に対する受注機会の提供について公平性を確保する観点から、選定の理由は明確にしておくことが必要と考える。

② 予定価格の算定について

パーソナルコンピューター賃貸借契約において、予定価格積算の過程で計算誤りがあり、本来設定されるべき価格に比べ高く設定されていた。また、積算における参考資料も6カ月前に徴取した参考見積り1社分のみであり、市況調査を尽くしたとは言い難いものであった。予定価格は契約締結において、基準となるものであり、その設定においては十分に調査を行い、適切に算定事務を行うよう要望する。

また、契約規則第28条第3号に基づき、予定価格調書の作成を省略できる案件についても、契約価格の一応の基準たる予定価格については、一定の意義があるものと思われるため、作成しておくことが望ましい。

③ 契約書記載事項の実施状況書類の作成について

不動産の貸借以外の4件の契約について、それぞれ契約書約款第5条に「検査」についての定めがあるが、借受け物件の納品検査に関する書類が確認できなかった。

検収調書の作成は、契約金額が30万円を超えるものについて、契約規則第46条により作成が義務付けられていることから、適切な事務執行に努められたい。

また、契約金額が30万円以下の場合は、契約規則第47条により検収調書の作成を省略することができるものであるが、実施した検査の内容について書類上整備しておくことが望ましい。

④ 土地賃貸借の契約方法について

衛生センター土地賃貸借契約については、単年度契約で毎年更新により契約を締結しているものであるが、当該土地については、衛生センターの運転に必要な不可欠な土地と考えられ、事実上、契約解除は不可能であり、債務負担行為

により複数年契約を締結することが妥当である。

上記によらずとも、地方自治法234条の3により、長期継続契約が可能であり、複数年の契約について検討されたい。

6 まとめ

地方自治法第2条第14項には、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されている。

今回監査の対象とした、使用料及び賃借料の支出に係るそれぞれの契約事務処理経過を確認したところ、最少経費の追及の点において、概ね目的を達成しているものと考えられる。

ただし、事務処理上の誤謬が所々に認められ、書類作成においても留萌市の書式をそのまま転用するなど、組合自体の契約事務手続き上の知識の蓄積が不足していること。また、稟議における上位者についても知識不足があり、点検機能が発揮されていないものと推察される。

今後の契約事務を執行するにあたっては、担当職員が事務処理能力の研鑽を深められるとともに、留萌市ほか他団体の契約に関する手引書を参考にするなど、組合における契約事務の流れについて様式化し、適切な事務処理体系の確立に努められるよう要望する。